

9 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

自殺予防総合対策センターの調査によると、都道府県及び政令指定都市において把握されている自殺対策に取り組む民間団体は760団体であり、このうち行政からの補助（委託を含む）を受けている団体の割合は52.6%である。

これらの民間団体の取組のすべてを紹介することは紙幅の都合上困難であるが、一部については、本白書のコラムにおいて別途紹介しているので参照されたい。

また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、約70団体が協賛団体に名を連ねており、期間中に様々な取組が行われた。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

内閣府では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを作成し、ホームページ上に掲載している。また、平成27年11月に、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、東日本・西日本の各ブロックで「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を開催した。さらに、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。自殺予防総合対策センターにおいて、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワー

ク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。また、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を行っているほか、我が国における科学的根拠に基づく自殺予防総合対策の推進に学術面から寄与することを目的として、平成25年2月に発足した「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進のためのコンソーシアム」準備会においても、民間団体への加盟を呼びかけている。

(2) 地域における連携体制の確立

内閣府では、平成27年9月に全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行った。また、地域における自殺対策の官民の連携協働を図るため、27年11月に東日本・西日本の各ブロックで「自殺対策官民連携協働ブロック会議」を開催した。さらに、同会議に併せて、地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、「自殺対策人材養成研修」を開催した。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図っている。

厚生労働省では、平成21年度より、各地域の医療、学校、警察、職場等の関係機関が連携体制を作る拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を、各都道府県・指定都市において実施している。

また、平成20年度からは、内閣府、厚生労働省、自殺予防総合対策センターが中心となって、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、「都道府県・政令指定都市等における自殺対策の取組状況に関する調査」等を行

い、その結果を公表している。

都道府県・政令指定都市において把握している自殺対策に取り組む民間団体の数

都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等 をしている数
北海道	6	6	福井県	14	4	山口県	19	6	横浜市	3	3
青森県	14	9	山梨県	15	5	徳島県	11	7	川崎市	3	2
岩手県	19	17	長野県	8	7	香川県	9	8	相模原市	16	1
宮城県	13	11	岐阜県	7	0	愛媛県	15	5	新潟市	8	1
秋田県	14	12	静岡県	7	3	高知県	12	12	静岡市	7	1
山形県	6	5	愛知県	11	11	福岡県	12	8	浜松市	5	4
福島県	15	5	三重県	18	16	佐賀県	3	3	名古屋市	7	3
茨城県	20	13	滋賀県	14	13	長崎県	19	11	京都市	15	2
栃木県	8	4	京都府	23	11	熊本県	9	6	大阪市	11	0
群馬県	21	10	大阪府	20	12	大分県	14	4	堺市	7	0
埼玉県	9	8	兵庫県	14	8	宮崎県	19	14	神戸市	5	4
千葉県	12	10	奈良県	7	3	鹿児島県	29	11	岡山市	4	1
東京都	14	11	和歌山県	7	6	沖縄県	9	9	広島市	10	2
神奈川県	23	10	鳥取県	1	1	札幌市	15	3	北九州市	5	2
新潟県	24	24	島根県	4	3	仙台市	8	3	福岡市	8	2
富山県	24	14	岡山県	8	5	さいたま市	6	6	熊本市	26	0
石川県	46	1	広島県	14	1	千葉市	2	2	合計※注	760	400

注) 各地方公共団体から重複して回答があった団体があるため、全都道府県・政令指定都市の総和とは一致しない。

資料：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター（現：自殺総合対策推進センター）「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査（平成27年度）」より厚生労働省作成

COLUMN 11

民間団体を中心とした地域における連携の取組について

りんごネットワーク
＝異種連携による自殺防止アクション＝

(実施期間) 平成23年度～相談会
平成26年度～ネットワーク

(実施主体) 青森りんごの会
(青森多重債務被害等をなくす会)

【事業の背景・必要性】

自殺に至る要因は複数存在し、平均すると4～5個と言われている。それらが絡み合った問題に対して、関係機関単独での対応では困難である。そこで、一つのケースに対し、地域一帯の弁護士・市町村保健師・在宅保健師・精神保健福祉士などが「スクラム」を組んで対応するのが本事業である。民間団体がネットワークを主宰することで、職種や行政単位を超えた連携を実現している。なお、本事業は、平成24年度から27年度まで厚生労働省自殺防止対策事業先駆事業となっていた。

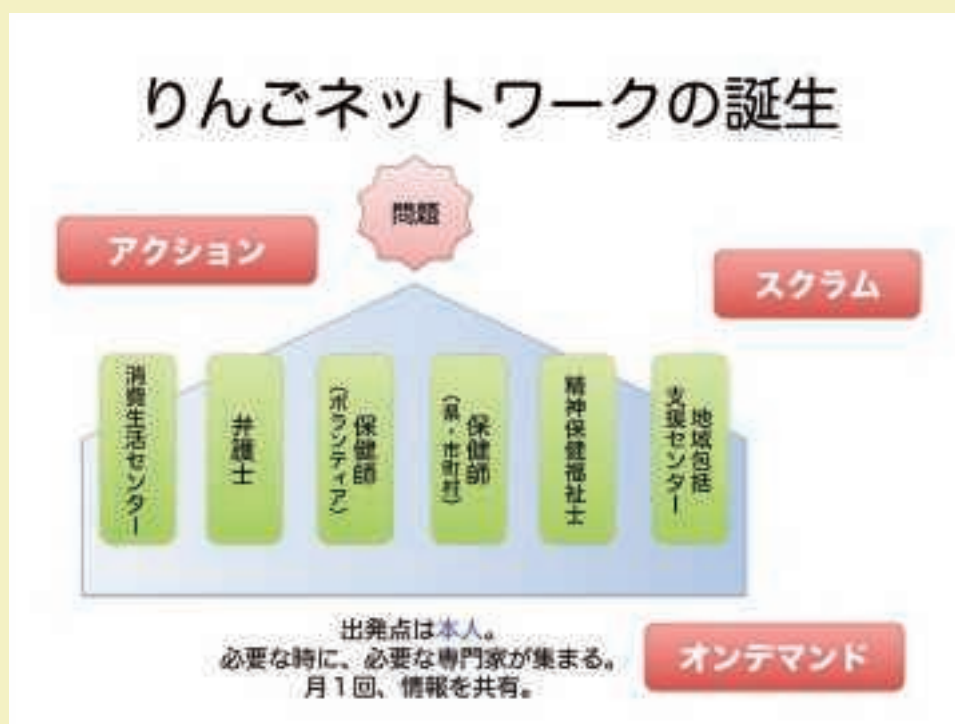
【地域の特徴・自殺者数の動向】

活動の中心である上十三地域は、十和田市、三沢市及び上北郡（おいらせ町を除く）の8市町村で、総面積2,018平方メートルと県土の21%を占める。最も人口の多い十和田市の生産年齢人口割合は59.6%、老年人口割合は28.5%（平成26年）である。

上十三地域の自殺死亡率は、平成16年の53.1（人口10万人対）をピークに減少傾向にあるものの、平成26年は24.8と青森県全体の20.5と比較し高い状況が続いている。

【事業目標 事業内容】

弁護士・保健師・精神保健福祉士が相談担当者となる「借金とところの無料相談会」を開催し、その後にネットワーク会議（事例検討会）を開催している。この活動には、3つのキーワードがある。



① アクション

りんごネットワークは、目の前の現実の問題を解決することを目的としている。その意味で、仮定事例を題材とした検討会や会議ではなく、行動（アクション）である。

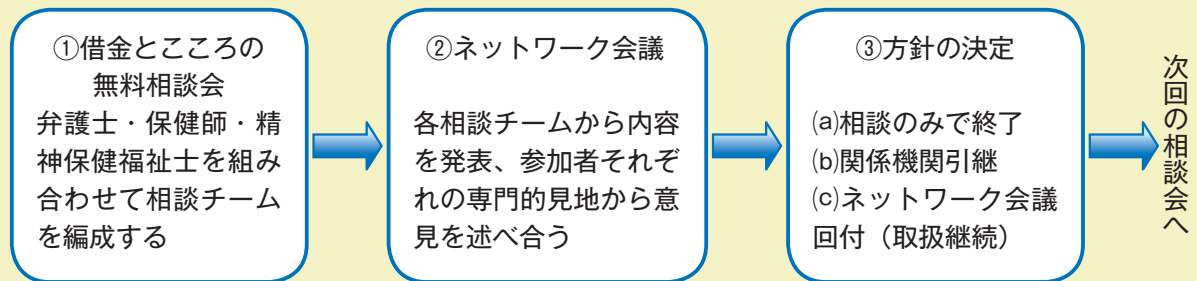
② オンデマンド

問題解決の方針を考える出発点は本人である。「本人にとって今何が必要なのか」を重視し、必要な時に、必要な専門家同士で相談して方針を決める。したがって、基本的に、物事を決定するためにいちいち会議を行わず、全体では、月1回のネットワーク会議で情報を共有する体制にしている。これを「オンデマンド方式」と呼んでいる。

③ スクラム

「独りで活動していたら、独りよがり。連携して初めて、それぞれの活動も輝く。」と考えている。つまり、複雑なケースに対しては、関係機関が連携して初めて自分の専門分野も活かすことができるのである。そして、りんごネットワークにおける連携とは、窓口の間で「パス」をするのではなく、問題の解決に向けて関係機関が共に「スクラム」を組むことである。

【事業実施にあたっての運営体制】



・上記③(c)ネットワーク会議回付について

ケースに応じて主担当を決める。関係機関が持ち込んだものであれば、通常はその機関が主担当になる。ネットワーク会議での意見を参考に、主担当者が対応する。途中で検討課題が生じた場合、必要な専門家同士で方針を決定する（オンデマンド方式）。経過報告を、次のネットワーク会議で行う。

つまり、ネットワーク会議では、当日の相談案件と取扱継続中のケースについて検討・方針決定を行っているのである。このネットワーク会議こそ、本事業の「要」である。

【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

平成23年度から26年度までの相談会にて、68名（実人数）から相談を受けた。26年度から始めたネットワーク会議では7件を取り扱った（1件解決済み）。

（ケースの一例）振り込め詐欺被害から家族問題・自殺念慮が生じたケースでは、弁護士・保健師で対応し、3回の面談を経て落ち着いた。精神疾患と借金を抱え、劣悪な環境の建物に引きこもっていたケースでは、精神保健福祉士が住居（グループホーム）を確保、弁護士が自己破産手続を行った。

（協力団体）セーフコミュニティとわだをすすめる会、十和田地区退職保健師桜の会、青森県上十三保健所、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町ほか。

（青森りんごの会）

(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援

自殺を始めとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体として、「いのちの電話」や「大阪自殺防止センター」、「東京自殺防止センター」などがある。

このような団体の活動は、英国等において50年以上の歴史を有しているが、「いのちの電話」は、日本においては昭和46年10月1日に「いのちの電話（東京）」として発足し、48年に社会福祉法人として認可を得ている。その後東京英語、関西、沖縄、北九州が設立され、52年には電話相談事業の振興に寄与するとともに、調査・研究及び教育・啓発の活動を行うことを目的に「日本いのちの電話連盟」が発足した。

現在「いのちの電話」は全国に拡大し、41都道府県において50センター5分室が設置され、平成27年6月現在で電話相談員数は約6,500名、電話設置台数140台、26年の年間相談件数は71万7,478件となっている。「いのちの電話」の電話相談員は無償ボランティアとして活動しており、相談員となるためには研修を受け、いのちの電話相談員の認定を受けて活動している。近年は一部センターにおいて、インターネット相談や、自死遺族支援等も行っている。

厚生労働省では、ボランティア等で先駆的・試行的な自殺対策の取組を行う民間団体の活動に財政補助を行う「自殺防止対策事

業」を平成21年度から実施している。電話相談、相談員の研修等の事業を行う複数の団体がその対象となっている。

内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施している。また、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」において、民間団体からの取組事例の発表を行った。

さらに、自殺多発地域における自殺の現状や地域で行われている様々な取組を把握し、自殺多発地域における自殺対策と国による支援の在り方等について検討するため、平成25年度に「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」を実施した。

厚生労働省では、前述の「自殺防止対策事業」にて、先駆的・試行的な自殺防止対策の取組を行う民間団体の活動に財政補助を行っている。

自殺予防総合対策センターでは、日本司法書士連合会、日本社会福祉士会、生活困窮者支援の民間団体などと連携して、精神保健的支援と社会的支援の連携に取り組んだ。